

平成29年生駒市議会（第1回）定例会議案

（追加提案分）

平成29年3月27日

生 駒 市

平成 29 年生駒市議会（第 1 回）定例会議案目録

（追加提案分）

議案番号	議案名	頁
報告第 4 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	1～2
報告第 5 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	3～4
報告第 6 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	5～6
議案第 34 号	損害賠償の額の決定について	7

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成29年3月27日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 生駒北小中一貫校施設整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 1, 809, 000, 000円
 - (2) 変更後 1, 838, 558, 520円
- 4 契約の相手方 奈良市三条本町4番32号中室ビル
株式会社浅沼組奈良営業所
所長 大西 宏次
- 5 工 期 契約の日から平成29年3月30日まで

平成29年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成29年3月27日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒北小中学校屋内運動場・プール改修及び北側通学路整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 143,424,000円
 - (2) 変更後 157,183,200円
- 4 契約の相手方 奈良市三条本町4番32号中室ビル
株式会社浅沼組奈良営業所
所長 大西 宏次
- 5 工 期 契約の日から平成29年3月30日まで

平成29年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

平成29年3月27日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

傷害事故

平成24年6月6日（水）午後0時40分頃

2 事故発生場所

生駒市辻町22番地 生駒市立ひがし保育園

3 損害賠償の額

920,900円

4 事故の概要

上記場所において、児童（2歳児）がカラーボックス（玩具入れ）の上に身を乗り出し、反対側に入っている玩具を取り出そうとしているのを見た保育士が、危険だと判断して当該児童を抱きかかえた際に、カラーボックスのへりで歯部を負傷させたもの

平成29年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 34 号

損害賠償の額の決定について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の額

38,649,178円

2 本件の概要

平成28年8月16日（火）午前9時11分頃、生駒市立大瀬中学校運動場において、同校第1学年の男子生徒が、学校管理下にあったハンドボール部の練習中に意識を失い、救急搬送されたが、翌8月17日（水）、熱中症による多臓器不全で死亡するに至ったことにより、本市が損害賠償責任を負うものである。

平成29年3月27日提出

生駒市長 小 紫 雅 史